

煩雑な相続手続きを、よりスムーズに。 ちばぎんの「遺産整理業務」は、こんなお客様のご要望にお応えします。

ちばぎんの「遺産整理業務」は、煩雑な手続きを代行し
相続手続きをスムーズにする、相続のトータルサポートサービスです。

「遺産整理業務」のながれ

1. 事前のご相談

相続人の方から遺産の概要や、相続人の状況、遺言書の有無等をお聞かせいただき、遺産整理手続きのお引受範囲、基本方針、今後のスケジュール等をお打合せさせていただきます。

(相続に関して紛争が存在する場合や、紛争を生じる蓋然性が極めて高い場合には、相談に応じられない場合がございます。その場合は、別途、弁護士に相談していただくことになります。)

2. 遺産整理に関する委任契約の締結

相続人の皆さまと、ちばぎんとの間で「遺産整理に関する委任契約書」を締結させていただきます。また、ご契約の中で相続人の代表者を決めていただき、ちばぎんとのお窓口になっていただきます。

3. 遺産の調査・財産目録の作成・報告

相続人の皆さまのご協力をいただき、財産や債務を調査し、財産目録を作成のうえご報告いたします。

尚、不動産の権利証、預貯金の通帳・証書、有価証券の現物・預り証など、保管可能な財産は遺産分割手続きの準備として事前にちばぎんがご予約させていただきます。

4. 遺産分割協議書の作成

財産目録をもとに、相続人全員で遺産分割の話し合いをしていただきます。分割内容が決まりましたら、遺産分割協議書作成のお手伝いをさせていただきます。

5. 相続税などの納付・アドバイス

遺産の額が一定額を超えると、各々の相続人に相続税がかかります。相続人の皆さまが検討されている、遺産分割の内容に従って、各相続人の納税資金調達計画の作成、納税資金調達・捻出のための財産処分のお手伝い、相続税納付の手続きをさせていただきます。

(相続税の計算及び申告手続き等の税理士業務は含みません。)

6. 遺産分割手続の実施

遺言書や遺産分割協議書に基づき、不動産・預貯金・株式等の財産について、名義変更や換金処分を実施し、遺産の引き渡しなどの分割手続きをさせていただきます。

7. 相続財産の資産運用計画の立案

相続人の皆さまのご要望に基づきライフプランニングの作成や、相続財産の管理・運用・処分等に関するアドバイスをさせていただきます。

8. 遺産整理終了の報告

相続財産の分割、名義変更などが終了しましたら、「遺産整理終了報告書」を作成のうえ、相続人の皆さまにご報告させていただきます。